

○地域計画の区域変更に伴う申請手続きの変更について

高齢化や人口減少による農業者の減少や遊休農地の拡大等の課題解決に向け、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「地域計画」が令和7年3月末に策定されました。この計画は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものです。

地域計画区域は**令和7年11月現在で、原則市内の全農地を対象**としておりますが、**12月中旬に区域の変更を予定**しています。**変更後は、原則農業振興地域内の農用区域（農振農用地）となる予定**です。

	現状	変更後
地域計画対象農地	市内全農地（原則）	農振農用地（原則）

※地域計画区域内において、農地を住宅や駐車場、太陽光発電施設などの農地以外の用地にする際は、あらかじめ地域計画を変更（地域計画区域から除外）する手続きが必要になります。その他、農業振興地域制度の「農用区域からの除外（農振除外）」や、農地転用許可制度の「農地の転用（農転）」の申請も関連があることから、手続きについてはあらかじめ農政課へご確認ください。
 ※**農振農用地区域外（白地）**の場合は、**1月から原則地域計画の除外申請は不要**となり、農地転用申請のみとなります。

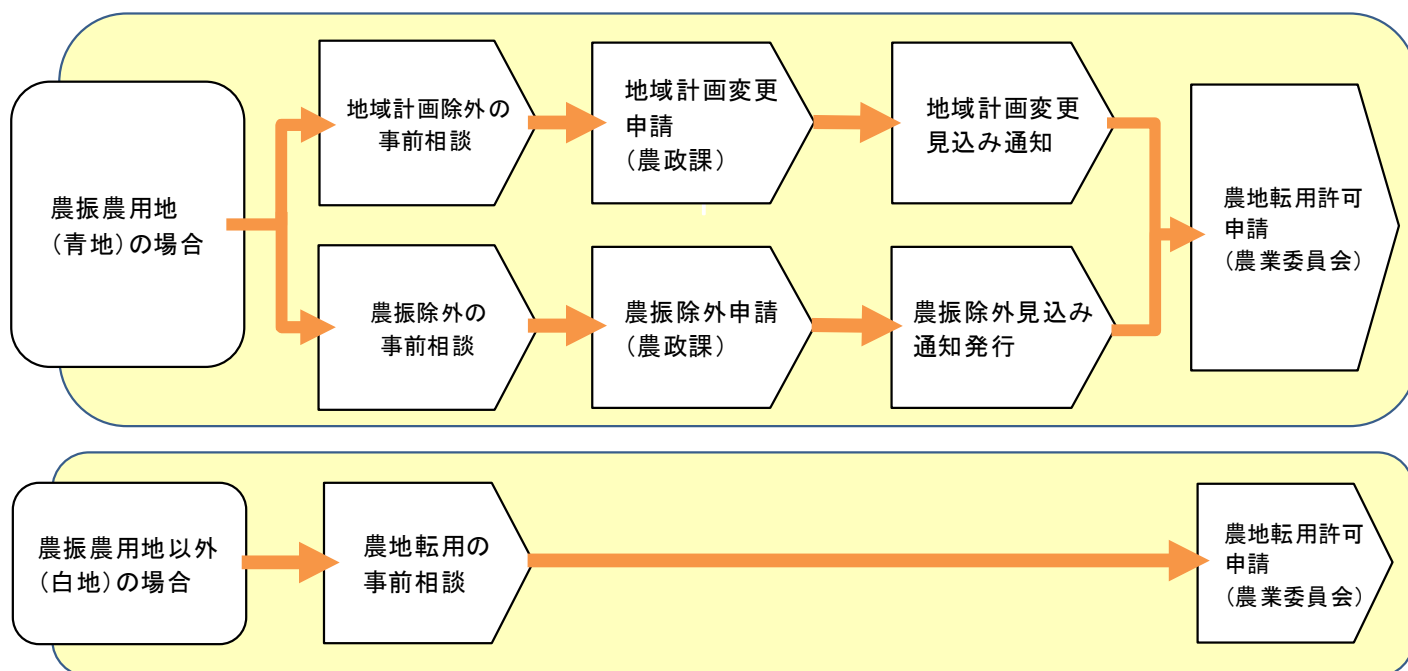
（１）地域計画区域変更後の各手続きの締切日について

年度	地域計画の変更申請（除外）の受付締切日	農業振興地域整備計画の変更申請（農振除外等）の受付締切日	農地転用の許可申請の受付締切日
令和7年度～ 【区域変更後】	4月・10月の10日（2回/年） 申請先：農政課		毎月10日（12回/年） 申請先：農業委員会

※締切日が土・日・祝日の場合、前日（市役所開庁日）が締切日

（２）地域計画区域変更後の農地転用について

- ・農振農用地区域（青地）の場合 → 地域計画の変更（除外）と農振除外を要する
農地転用まで最短7か月程度
- ・上記以外（白地）の場合 → 農振除外と地域計画の変更は不要
農地転用まで最短1か月程度



【問い合わせ先】

笠間市役所 産業経済部 農政課 農業振興グループ
 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 TEL 0296-77-1101（内線528）